平成２１年（フ）第１４３５号
東京都府中市武蔵台２丁目11番地都営府中武蔵台２丁目第３アパート１―202
債務者　松橋　順子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４９号
東京都町田市図師町1839番地５
債務者　林　恵理子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３９９号
東京都立川市幸町４丁目52番地の１幸町団地18棟301号
債務者　設楽　　博
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４４８号
東京都国立市谷保6853番地の１ベルシオン国立102
債務者　長島　次郎
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２７９号
千葉県茂原市小林2487―５、住民票上の住所千葉市稲毛区小中台町1513番地３　アインズコートプライム棟414号
破産者　渡辺　　豊
1　決定年月日　平成21年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３８２号
群馬県前橋市ぬで島町52番地
破産者　有限会社関東ショーコー
1　決定年月日　平成21年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第８９３号
千葉県市原市八幡78―１、申立時の住所千葉県市原市国分寺台中央７丁目15番地３
破産者　吉田　光宏
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山6509番地１
破産者　有限会社県央キャリー
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１３号
新潟県新潟市秋葉区古田145番地３
破産者　ヒロコーポレーション北日本株式会社
1　決定年月日　平成21年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０号
千葉県船橋市市場１丁目８番１号
破産者　大調機器株式会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５７９号
千葉市稲毛区園生町395番地17　あさはる荘101号室、開始決定時の住所千葉市花見川区さつきが丘２丁目34番13棟302号
破産者　舩渡　豊作
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９００号
千葉市若葉区大宮台７丁目４番２号　大宮台コーポ301号
破産者　三橋　夏也
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１００９号
千葉県八千代市大和田新田15番地　高津団地７街区22棟501号
破産者　鈴木　和浩
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
栃木県小山市大字梁412番地
破産者　有限会社おだや
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２１６号
千葉県船橋市本町４丁目38番28―907号
破産者　野口健次郎
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８５３号
千葉県市原市姉崎364番地14　グリーンビレッジ姉ヶ崎Ⅱ302号
破産者　楢原　謙二
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第９８３号
愛知県津島市愛宕町２丁目17番１号、開始決定時の住所千葉県八千代市村上881番地１ライオンズマンション勝田台704号
破産者　廣田　篤史
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２５号
千葉市中央区汐見丘町９番12号　小川第一マンション304号
破産者　上野　隆弘
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１８年（フ）第１０６号
長野県松本市大字中山1676番地
破産者　株式会社サンゼン
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成１８年（フ）第１０７号
長野県松本市大字中山1696番地
破産者　有限会社マートン
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部